

学研災賛助会員大学在籍の学生の皆様へ

学研災付帯海外留学保険

(略称:付帯海学)



約36.25% 割引適用！！

損害率による割引率が一時的に引き下げとなりましたが、過去からの実績を踏まえて昨年と同じ保険料水準を維持しています。

$$1 - (1\% - \text{包括割引}15\%) \times (1 - \text{過去の損害率による割引}25\%) = \blacktriangle 36.25$$

付帯海学は、派遣留学生を応援するために創設されました。

学研災を導入している全国**1,077校***1の学生を加入対象*2としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした包括割引と、過去の損害率による割引を適用しております。

*1 2023年3月末時点の学研災賛助会員校数。

*2 本制度の対象となる留学は、下記「付帯海学の対象者」をご参照ください。

付帯海学の対象者

学研災に加入しており、在籍大学が承認した派遣留学に参加する学生(単位認定の有無は問いません。)

※在籍大学が本制度の導入をしている必要があります。また、在籍大学が対象とした留学に参加する学生は、全員本制度にご加入いただきます。

ご契約までの流れ

①加入手続きのご案内メールを受信次第、メール文記載のURLから手続きサイト(サイちゃんの海外留学保険サイト)へアクセスしてください。(ログインIDは学籍番号、PWはメール記載)



②手続きサイトへログイン後、必要情報を入力の上、クレジットカード決済までお手続きください。(※出発日の17日前を過ぎるとWebからのお手続きはできなくなります。必ず18日前までにお手続きください。)



③決済完了後、お手続き完了のお知らせメールが配信されます。



④数日後、メールにて被保険者証(PDF)、海外旅行あんしんガイドブック(URL)をご案内いたします。被保険者証(PDF)は必ず印刷いただき、留学先へご持参ください。

保険金額・保険料

Aプラン：保険期間31日まで

保険金額	傷害死亡	300万円
	傷害後遺障害	300万円
	治療・救援費用	無制限
	疾病死亡	300万円
	携行品損害	10万円
	賠償責任	1億円
トラブルプロテクト付*1	保険期間	保険料
	1日まで	860円
	2日まで	1,240円
	3日まで	1,590円
	4日まで	1,900円
	5日まで	2,240円
	6日まで	2,570円
	7日まで	2,860円
	8日まで	3,120円
	9日まで	3,370円
	10日まで	3,620円
	11日まで	3,880円
	12日まで	4,130円
	13日まで	4,380円
	14日まで	4,610円
	15日まで	4,830円
	17日まで	5,150円
	19日まで	5,620円
	21日まで	6,080円
	23日まで	6,350円
	25日まで	6,570円
	27日まで	6,770円
	29日まで	6,930円
	31日まで	7,080円

Bプラン：保険期間31日超

保険金額	傷害死亡	300万円
	傷害後遺障害	300万円
	治療・救援費用	無制限
	疾病死亡	300万円
	携行品損害	10万円
	留学生賠償責任	1億円
トラブルプロテクト付*1	保険期間	保険料
	34日まで	7,550円
	39日まで	8,700円
	46日まで	10,350円
	53日まで	12,290円
	2か月まで	14,580円
	3か月まで	20,180円
	4か月まで	28,890円
	5か月まで	37,440円
	6か月まで	45,850円
	7か月まで	54,380円
	8か月まで	62,920円
	9か月まで	71,710円
	10か月まで	80,340円
	11か月まで	88,650円
	1年まで	97,280円

*1 被保険者証をお持ちいただいているお客様が対象になります。

<ご契約の際のご注意>

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外留学の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「留学期間」に合わせて設定してください。
なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの留学」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの留学」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの留学」の保険期間は「3か月まで」となります。

補償内容や付帯サービス等の詳細については、
右記QRコードからご確認ください。

<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2404/>



この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。
<引受保険会社> 東京海上日動火災保険㈱(幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 損害保険ジャパン㈱ 三井住友海上火災保険㈱

◆保険金請求に関する個人情報の提供について

弊社は、保険の対象となる方が本保険の保険金請求をした際、保険金請求書に記載された個人情報を①大学に対して、大学が行う学生サービスや事務管理のために、また②契約者である(公財)日本国際教育支援協会に対して、同協会が行う大学からの照会対応や安全啓発・制度普及活動のために提供いたします。
この取扱いに同意しない場合には、個別にご相談ください。

お問い合わせ先・取扱代理店

共益商事株式会社

住所 岩手県盛岡市中央通2丁目1-21 6F

TEL 019-623-2291

FAX 019-624-0662

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課支社)盛岡支店盛岡営業支社

住所 岩手県盛岡市開運橋通5-1
盛岡東京海上日動ビル4F

TEL 019-654-8121

FAX 050-3385-5876

保険金額・保険料

Cプラン：保険期間31日まで

保険金額	傷害死亡	1,000万円
	傷害後遺障害	1,000万円
	治療・救援費用	無制限
	疾病死亡	1,000万円
	賠償責任	1億円
	携行品損害	20万円
	航空機寄託手荷物	3万円
	航空機遅延	付帯あり

トラブルプロテクト付*1	保険期間	保険料
	1日まで	1,380円
	2日まで	1,810円
	3日まで	2,200円
	4日まで	2,550円
	5日まで	2,970円
	6日まで	3,380円
	7日まで	3,710円
	8日まで	4,020円
	9日まで	4,310円
	10日まで	4,600円
	11日まで	4,890円
	12日まで	5,170円
	13日まで	5,450円
	14日まで	5,740円
	15日まで	5,980円
	17日まで	6,340円
	19日まで	6,870円
	21日まで	7,430円
	23日まで	7,770円
	25日まで	8,080円
	27日まで	8,370円
	29日まで	8,610円
	31日まで	8,840円

Dプラン：保険期間31日超

保険金額	傷害死亡	1,000万円
	傷害後遺障害	1,000万円
	治療・救援費用	無制限
	疾病死亡	1,000万円
	留学生賠償責任	1億円
	携行品損害	20万円
	航空機寄託手荷物	3万円
	航空機遅延	付帯あり

トラブルプロテクト付*1	保険期間	保険料
	46日まで	12,370円
	2か月まで	16,980円
	3か月まで	23,180円
	4か月まで	32,850円
	5か月まで	42,320円
	6か月まで	51,680円
	7か月まで	61,150円
	8か月まで	70,680円
	9か月まで	80,440円
	10か月まで	90,040円
	11か月まで	99,260円
	1年まで	108,850円

*1 被保険者証をお持ちいただいているお客様が対象になります。

<ご契約の際のご注意>

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外留学の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「留学期間」に合わせて設定してください。
なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの留学」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの留学」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの留学」の保険期間は「3か月まで」となります。

補償内容や付帯サービス等の詳細については、
右記QRコードからご確認ください。

<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2404/>



この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。
<引受保険会社> 東京海上日動火災保険㈱(幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 損害保険ジャパン㈱ 三井住友海上火災保険㈱

◆保険金請求に関する個人情報の提供について

弊社は、保険の対象となる方が本保険の保険金請求をした際、保険金請求書に記載された個人情報を①大学に対して、大学が行う学生サービスや事務管理のために、また②契約者である(公財)日本国際教育支援協会に対して、同協会が行う大学からの照会対応や安全啓発・制度普及活動のために提供いたします。
この取扱いに同意しない場合には、個別にご相談ください。

お問い合わせ先・取扱代理店

共益商事株式会社

住所 岩手県盛岡市中央通2丁目1-21 6F

TEL 019-623-2291

FAX 019-624-0662

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課支社)盛岡支店盛岡営業支社

住所 岩手県盛岡市開運橋通5-1
盛岡東京海上日動ビル4F

TEL 019-654-8121

FAX 050-3385-5876

保険金額・保険料

Eプラン：保険期間3ヵ月まで

保険金額	傷害死亡	1,000万円
	傷害後遺障害	1,000万円
	治療・救援費用	無制限
	疾病死亡	1,000万円
	賠償責任	1億円
	携行品損害	20万円
	航空機寄託手荷物	3万円
	航空機遅延	付帯あり
	旅行変更費用 (中途帰国費用のみ)	30万円

トラブルプロテクト付*1	保険期間	保険料
	3日まで	2,290円
	4日まで	2,640円
	5日まで	3,090円
	6日まで	3,520円
	7日まで	3,860円
	8日まで	4,190円
	9日まで	4,490円
	10日まで	4,800円
	11日まで	5,100円
	13日まで	5,690円
	15日まで	6,240円
	19日まで	7,170円
	23日まで	8,120円
	27日まで	8,770円
	31日まで	9,300円
	34日まで	9,550円
	39日まで	10,800円
	46日まで	12,650円
	53日まで	14,770円
	2か月まで	17,370円
	3か月まで	23,750円

Fプラン：保険期間3ヵ月超

保険金額	傷害死亡	1,000万円
	傷害後遺障害	1,000万円
	治療・救援費用	無制限
	疾病死亡	1,000万円
	賠償責任	1億円
	携行品損害	20万円
	航空機寄託手荷物	3万円
	航空機遅延	付帯あり
	緊急一時帰国費用	30万円

トラブルプロテクト付*1	保険期間	保険料
	4か月まで	34,530円
	5か月まで	44,270円
	6か月まで	53,900円
	7か月まで	63,640円
	8か月まで	73,440円
	9か月まで	83,460円
	10か月まで	93,330円
	11か月まで	102,820円
	1年まで	112,680円
	2年まで	225,410円

*1 被保険者証をお持ちいただいているお客様が対象になります。

＜ご契約の際のご注意＞

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外留学の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「留学期間」に合わせて設定してください。
 なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
 また、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの留学」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より7月31日までの留学」の保険期間は「2か月まで」、「6月1日より8月1日までの留学」の保険期間は「3か月まで」となります。

補償内容や付帯サービス等の詳細については、
 右記QRコードからご確認ください。

<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2404/>


この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険㈱が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
 各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
 なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。
 ＜引受保険会社＞東京海上日動火災保険㈱(幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険㈱ 損害保険ジャパン㈱ 三井住友海上火災保険㈱

◆保険金請求に関する個人情報の提供について
 弊社は、保険の対象となる方が本保険の保険金請求をした際、保険金請求書に記載された個人情報を①大学に対して、大学が行う学生サービスや事務管理のために、また②契約者である(公財)日本国際教育支援協会に対して、同協会が行う大学からの照会対応や安全啓発・制度普及活動のために提供いたします。
 この取扱いに同意しない場合には、個別にご相談ください。

お問い合わせ先・取扱代理店

共益商事株式会社
 住所 岩手県盛岡市中央通2丁目1-21 6F
 TEL 019-623-2291
 FAX 019-624-0662

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
 (担当課支社)盛岡支店盛岡営業支社
 住所 岩手県盛岡市開運橋通5-1
 盛岡東京海上日動ビル4F
 TEL 019-654-8121
 FAX 050-3385-5876



東京海上日動

海外旅行保険 あんしんガイドブック

2020年4月1日以降始期用*

※2023年5月感染症対応

サービスの詳細は東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）Webサイト
(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/
travel/kaigai/guide/2004) をご確認ください。



R16

0703-GJ05-07414-202303

D14-41900(5) 修補202305

本ガイドブックには以下の内容を記載しています。

1. 東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先
(ご旅行中の病気・ケガ・盗難等のアクシデントの際のご連絡先)
2. 海外旅行中に病院で受診する場合
(キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用方法)
3. トラベルプロテクト
4. 保険金の請求手続き
5. 保険期間の延長手続き
6. 海外旅行保険のあらまし (主な特約等の概要)

※本ガイドブックに記載されているものは保険証券、保険契約書、被保険者証のいずれかを所持の方のみご利用いただけるサービスです。



東京海上日動海外総合サポートデスクへのご連絡はLINE無料通話もご利用いただけます。詳細は、P.2に記載の「⑧LINE無料通話でのご連絡方法」をご確認ください。



その他にも「緊急医療相談サービス」、「このころのカウンセリングサービス」、「お客様特典」等をご用意しております。各種サービスの詳細は弊社Webサイトをご確認ください。

本ガイドブックに掲載しているサービス内容は変更・中止となる場合があります。

1. 東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先

(ご旅行中の病気・ケガ・盗難等のアクシデントの際のご連絡先)

24時間/年中無休

日本語対応

利用者限定

1 こんなときにお電話ください

下記のような場合に東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社 (INTAC) の担当スタッフが、東京で全世界からの電話相談にお応えします。

最寄りの病院の 案内・紹介	キャッシュレス・メディカル・ サービス*1のご案内
緊急医療相談サービスのご 利用	トラベルプロテクト*2のご 利用
病人、ケガ人の 移送手配	救援者の渡航手続き、 ホテル手配のサポート
ご遺体の日本への 移送手配	保険金の請求方法に 関する各種相談

*1 キャッシュレス・メディカル・サービスとは
治療費用を全額保険金でお支払いできる場合に、病院で自己負担することなく治療を受けることができるサービスです。詳細は、P.3
をご確認ください。

*2 トラベルプロテクトの詳細は、P.4をご確認ください。

2 ご利用にあたっての注意

a. サービスをおことわりする場合

たとえば、

- ①ご契約の海外旅行保険のお支払対象とならない病気、ケガ、事故の場合、またはお支払いの対象となる特約をご契約いただいていない場合には、サービスの提供はできません。
- ②治療費、移送費用等の実費がご契約の保険金額または限度額を超過する場合には、サービスの提供はできません。
- ③弊社はこのガイドでご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

b. サービス提供について

たとえば、

- ・戦争等の理由により安全性が確保できない地域、サービス適用地域であっても、通信、交通手段が確保されていない場合にはサービスの提供をお断りすることがあります。
- ・受付時の現地時間、ご旅行地域によりましては通信・交通機関の混み具合等により、サービスを開始するまでに相当の時間または日数を要する場合があります。
- ・お客様のご要望によりサービスをご利用いただいた後にご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできないことが判明した場合には、一切の費用はお客様の自己負担となりますので予めご了承ください。

詳細は弊社Webサイトをご確認ください。

ご注意

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、保険期間の延長手続きは受付しておりません。延長の手続きはご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店にて営業時間内に対処させていただきます。

詳細は、P.5に記載の「5. 保険期間の延長手続き」をご確認ください。

3 ご連絡方法

以下に記載の①～④のいずれかの方法で東京海上日動海外総合サポートデスクにお電話ください。

① フリーダイヤルでのご連絡方法

下表に掲載されている国・地域については、フリーダイヤルを設定しておりますので、東京の東京海上日動海外総合サポートデスクに直接お電話いただけます。

 滞在されている国・地域のフリーダイヤル番号を押してください。

ご注意

電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながらないことが多く見られます。この場合には、②～④のいずれかの方法でご連絡ください。

北 米			
アメリカ合衆国本土 (アラスカを除く)	1-800-446-5571	サイパン	1-866-666-5127
ハワイ	1-800-446-5571	カナダ	1-800-665-6779
グアム	1-888-841-7905	バミューダ諸島	1-800-623-0164

中南米	
チリ	1230-020-2474

ヨーロッパ			
アイルランド	1-800-55-8166	デンマーク	8001-0516
イギリス	0800-028-6560	ドイツ	0800-1-81-1391
イタリア	800-8-70715	ハンガリー	06-800-11886
オーストリア	0800-281-284	フィンランド	0800-1-181-33
オランダ	0800-022-5777	フランス	0800-909634
ギリシャ	00-800-8113-0008	ベルギー	0800-1-8115
スイス	0800-55-5692	ポルトガル	800-8-81-127
スウェーデン	020-791-027	ルクセンブルク	8002-2863
スペイン	9009981-64	ロシア	810-800-20041081

アジア			
アラブ首長国連邦	800-081-0-0065	中国	4001-202989
イスラエル	1-80-947-8001	トルコ	00-800-8191-9166
インドネシア	001-803-81-0154	フィリピン	1-800-1-811-0177
韓国	00798-81-1-0068	香港	800-96-6933
シンガポール	800-811-0423	マカオ	0800-449
タイ	001-800-811-0215	マレーシア	1800-80-3072
台湾	0080-181-2233		

オセアニア	
オーストラリア	1-800-146-401
ニュージーランド	0800-44-8461

アフリカ	
南アフリカ共和国	0800-98-3595

ご注意

- ホテル等からお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認のうえ、外線番号に続けて上記に記載の番号を押してください。
- 公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注意書き等をご確認のうえ、上記に記載の番号を押してください。
- お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の携帯電話会社にご確認ください。
- 弊社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。たとえば以下のような費用は、お客様のご負担となりますので予めご了承ください。
 - ①滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金
 - ②現地の市内通話料金
 - ③ホテル等で別途発生する利用料金

② LINE 無料通話でのご連絡方法



LINE 無料通話で
ご連絡いただけます



LINEアプリを使ってスマートフォンから無料通話ができるサービスです。下記の弊社のWebサイト上に無料通話の発信ボタンがございますので、アクセスしてください。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/telephone/#anc-2-4



ご注意

- パケット通信料はお客様のご負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
- 東京海上日動海外総合サポートデスクからお客様のLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡します。
- LINEアプリのトーク機能（チャット）はご利用いただけません。
- お客様の滞在先エリアによってはご利用いただけない場合があります。
- 通信環境や端末スペック等により、通話品質に影響が生じる場合があります。
- 本サービスは、スマートフォンでご利用ください。
- 本サービスは、LINEアプリをインストールしてからご利用ください。
- 本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。帰国後の保険金請求に関するお問い合わせは日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル（0120-789-133）をご利用ください。

動作環境

- OSやLINEアプリは、最新のバージョンをご利用ください。

サービス休止等

- システムメンテナンスのため、一定時間サービスを休止させていただきます。

③ ディアル直通（通話料お客様負担）でのご連絡方法

通常の通話方式で、電話をかける側が通話料金を負担する方式です。この際、「有料電話でかけている」とことと「折り返しの電話番号」をお伝えいただければ、東京海上日動海外総合サポートデスクよりおかけ直いたします。

なお、弊社からおかけ直した場合の着信通話についても、ホテルではサービス料が生じたり、携帯電話では国際ローミング料等が生じる場合がありますので、予めご了承ください。



東京の東京海上日動海外総合サポートデスク
(03-6758-2460) にかけてときの方法です。

81-3-6758-2460
日本の国際番号 国内番号 東京海上日動海外総合サポートデスク 番号

ご注意

- 国際電話識別番号は、国やホテル等によって異なりますので、滞在先でご確認ください。また、携帯電話からおかけになる場合には、ご加入の携帯電話会社にご確認ください。
- 市外局番部分（03）の「0（ゼロ）」は付けずに「3」からはじめてください。

④ 国際コレクトコール（料金受信人払方式）でのご連絡方法

電話を受ける側が料金を負担するサービスです。現地の国際電話局にダイヤルし、電話局の電話オペレーター（交換手）を呼び出し、以下の番号でコレクトコールのお申し込みをしてください。コレクトコールのオペレーターには日本語は通じませんので現地語または英語で依頼することが必要です。



現地の国際電話局にダイヤルし、コレクトコールを指定したうえで

(81)-3-6758-2460

までご連絡ください。

2. 海外旅行中に病院で受診する場合(キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用方法)

利用書限定

1 キャッシュレス・メディカル・サービスの利用方法

弊社提携病院で受診する場合*

* 本サービスの提供を受ける場合、提携病院に保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただくことが必要となります。また、医療機関によっては、パスポートの提示を求められることがあります。

- ① 弊社Webサイト (www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/consultation) に掲載の弊社提携病院に直接電話をして予約をしてください。うまく予約ができない場合は P.2 の東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。



「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」がセットされているご契約のお客様へ

持病の症状の急激な悪化により受診される際は、受診前に東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療機関の同意書のご提出をお願いすることがあります。また、旅行日程が延長となり、31 日間の保険期間に期間延長される場合、延長された期間について本特約をセットすることはできません。

- ② 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかを病院にご提示いただき、東京海上日動へ治療費を請求するようお願いください。この時、必要に応じて病院に下記③の英文を示してください。

- ③ 所定の書面に必要事項(氏名、証券番号等)の記入を求められますので、病院の指示にしたがってください。

- ④ 治療費の負担なく治療が受けられます。

弊社提携病院以外で受診する場合

- ① 東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。

- ② 以下の事項をオペレーターにお伝えください。

・お名前
・保険証券、保険契約証または被保険者証の番号
・ご契約の内容または契約タイプ
・現地連絡先と電話番号
・ケガの状態、病気の症状等

- ③ サービスが受けられる病院をご紹介します。

- ④ ご紹介した病院にて、所定の書面に必要事項(氏名、証券番号等)の記入を求められますので、病院等の指示にしたがってください。

- ⑤ 治療費の負担なく治療が受けられます。

ご不明な点やお困りのことがある場合には、東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡いただくか、弊社Webサイトをご確認ください。

ご注意

上記いずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。

2 ご利用にあたっての注意事項

a. お客様の自己負担について

- ① 治療費がご契約の保険金額または限度額を超える場合は、その超過部分はおお客様の自己負担となります。
- ② サービスをご利用いただいた後にご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできないことが判明した場合には、一切の費用はおお客様の自己負担となります。
- ③ 病院の指示により検査料の負担を求められた場合や薬局で薬を購入した場合等には、それらの費用についてはキャッシュレス・メディカル・サービスの適用はありませんので、一旦お立替のうえ、後日弊社へてご請求ください。また、**通院の為に発生した交通費もお支払対象となる場合がございますので、後日弊社へてご請求ください。**
- b. 治療後にキャッシュレスのお申し出をされた場合、または治療費が少額の場合、病院の都合によりキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられない場合がございます。この場合は、ご帰国後保険金のご請求をお願いします。
- c. 提携病院が他の病院を紹介した等、提携病院以外で受診された場合、紹介先の病院等ではキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられないことがありますので予めご了承ください。
- d. 提携病院以外の医療機関より、後日お客様宛に治療費用の請求がなされる場合があります。この場合には、P.4に記載の「日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル」にご相談ください。
- e. 医療機関自身の医療過誤につきましては弊社は一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

3 提携病院

弊社提携病院は弊社Webサイト (www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/consultation/#anc-5) にてご確認ください。東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。(病院一覧へ)



日本語の通じない病院では、必要に応じ、以下の英文をご提示ください。

4 病院窓口での参考文例(英語)

- a. 弊社提携病院でキャッシュレス・メディカル・サービスをお申し込みになる場合
To the member of MEDRS (Medical Expenses Direct Reimbursement System):
The insured presenting both this leaflet and the insurance certificate or policy would like to receive the service of MEDRS. Our claim agents will pay the medical expenses direct to you.
- b. 弊社提携病院以外の医師に対し、保険金請求のために診断書・治療費用明細書・領収書の作成を依頼する場合
To attending physician:
After seeing the insured at your office, please provide the following documents for them to file a claim with the insurance company:
- a brief medical report indicating the diagnosis and the treatment (or please fill out "Attending Physician's Statement" section in Insurance Claim Form the insured carries)
- bills and receipts for the medical cost

3. トラベルプロテクト

本サービスは契約タイプでご利用のお客様のサービスです。

利用者の注意

トラベルプロテクトは快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。トラベルプロテクトのご利用にあたっては東京海上日動海外総合サポートデスクへお電話ください。なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。

電話による通訳 43ヶ国語に対応(2019年6月現在)	手数料無料	海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。
ホテル・航空券に関するサポート	手数料無料	ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

その他にも「クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート」、「パスポートを紛失・盗難された場合のサポート」、「空港とホテル間の送迎予約・手配」、「旅行関連の安全情報の提供」、「メッセージの伝達」のサービスメニューをご用意しています。

サービス・その他の利用条件の詳細は、弊社Webサイトをご確認ください。

4. 保険金の請求手続き

保険金の請求手続きの際には、保険金請求書等の書類を揃えていただく必要があります。詳細は、本あんしんガイドブックと同梱の「海外旅行保険 保険金請求書」の④「保険金請求に必要な書類(主なもの)」をご確認ください。「スーツケース修理サービス」をご利用の場合は、P.5をご参照ください。

1 日本帰国後に保険金をご請求される場合

日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル

0120-789-133

受付時間：24時間 365日



【フリーダイヤルご利用方法】

時間帯によりご利用方法が異なりますので、ご留意願います。

〈平日午前9時～午後5時の営業時間内の場合〉

- ①ご帰国後、上記フリーダイヤルにダイヤルします。
- ②音声ガイダンスに従い、ご希望の請求手続きを電話機のプッシュボタンで選択します。
- ③弊社担当窓口へ電話がつながり、受付をいたします。

〈上記時間帯以外の場合〉

- ①ご帰国後、上記フリーダイヤルにダイヤルします。
- ②担当窓口が営業時間外になるため、東京海上日動海外総合サポートデスクにて受付し、請求手続きのご案内をいたします。

ご注意

- ・上記フリーダイヤルは受付専用のフリーダイヤルとなります。受付がお済みのお客様は、受付時に担当窓口からご案内する電話番号までおかけください。お断り申し上げます。
- ・海外で滞在中の事故・ケガ・トラブルについてのご相談は、P.1「1. 東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。」をご覧ください。
- ・東京海上日動海外総合サポートデスクにご連絡いただき、サービスを受けられた場合、または「キャッシュレス・メディカル・サービス」を受けられた場合にはご連絡は不要ですが、処方薬購入費、通院交通費等お立て替えいただいている費用がございましたら、上記フリーダイヤルにご連絡いただくか、ご契約を申し込まれた代理店、または下記の保険金請求書類送付先に必要な書類を揃えて請求手続きを行ってください。

2 海外で滞在中に保険金をご請求される場合

ご注意

- ・弊社が提携する世界各地のクレームエージェントにご連絡いただき、請求手続きを行ってください。なお、海外で保険金を請求いただく場合には、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかが必要となります。
- ・海外で保険金をご請求いただいた場合には、お支払いまでに日数を要しますので、短期間のご旅行の場合には、帰国後にご請求されることをお勧めします。

日本語の通じるクレームエージェント一覧

北米	電話番号/営業時間
北米専任サービスセンター (ロサンゼルス) 担当国: アメリカ合衆国本土、カナダ	1-800-698-9627(フリーダイヤル) 月～金 7:30～16:30(西海岸時間)
ホノルル	808-550-4668/月～金 8:30～16:00 (ハワイ州の電話番号について) ・同じ島からは「808」は不要です。 ・他の島からは「1-808-7」の番号で おかけください。
中南米	電話番号/営業時間
サンパウロ (ブラジル)	11-3064-7169 月～金 8:30～17:30
メキシコシティ (メキシコ)	55-5278-2152(日本時間) 55-5278-2100(代表) 月～金 8:00～17:00、土 8:00～16:00
ヨーロッパ(ロシアを除く)	電話番号/営業時間
欧州サービスセンター (ロンドン)	+44(イギリス国番号)020-7280-9620 月～金 9:00～17:00
アジア	電話番号/営業時間
ジャカルタ (インドネシア)	021-572-5772 月～金 9:00～17:00
シンガポール	6592-6089 月～金 10:00～16:00
バンコク (タイ)	02-686-8777 月～金 8:30～16:45
香港	2529-4401 月～金 9:00～17:15
クアラルンプール (マレーシア)	03-2026-6410(日本時間) 03-2026-9608(代表・英語のみ) 月～金 8:30～12:30、13:30～17:30
台北 (台湾)	02-8772-3910 月～金 8:30～17:30
オセアニア	電話番号/営業時間
シドニー (オーストラリア)	1800-071-557 (オーストラリア国内専用フリーダイヤル) 02-9221-1708 月～金 8:30～18:00(シドニー時間) 祝祭日はNSW州の規定による
ニュージーランド モシドニーで対応いたします。	0800-488-768 (ニュージーランド国内専用フリーダイヤル) 月～金 8:30～18:00(シドニー時間)

保険金請求書類送付先

地域(都道府県別)	保険金請求書類送付先
北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・新潟・静岡	東京海上日動火災保険株式会社 本店損害サービス第一課 海外旅行保険損害サービス室 〒104-0061 中央区銀座5-3-18 (日動火災・熊本県共同ビル6階) ☎03-5537-3590
愛知・岐阜・三重	東京海上日動火災保険株式会社 名古屋損害サービス第一課 火災新損損害サービス第二課 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 (名古屋東京海上日動ビル7階) ☎052-201-9651
富山・石川・福井・京都・滋賀・大阪・奈良・兵庫・和歌山・岡山・広島・山口・島根・鳥取・香川・愛媛・徳島・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	東京海上日動火災保険株式会社 関西損害サービス第一課 火災新損損害サービス第二課 西日本海外旅行保険コーナー 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12 (淀屋橋東京海上日動ビル9階) ☎06-6203-0682

保険金請求にあたってのご注意等詳細は、弊社Webサイトをご確認ください。

クレームエージェントの住所等の詳細は、弊社Webサイトをご確認ください。

3 「スーツケース修理サービス」をご利用の場合

対象となる特約に免責金額（自己負担額）が設定されているご契約の場合には、ご利用いただけません。

「スーツケース修理サービス」について

携行品損害担保特約または留学生生活用財産損害担保特約をご契約の場合、ご旅行中に破損したスーツケースの修理に際し、修理費（保険金）を弊社が修理会社へ直接支払うことで、お客様に修理費をお立て替えいただくずに済むサービスです。このサービスは、スーツケースの修理会社との提携により提供しています。スーツケースは、以下の手順に沿って「スーツケース修理サービスのご案内書」をお取り寄せいただいた後、修理会社へ直接お送りください。



「スーツケース修理サービス」ご利用手順

- ①保険金請求書の記入例に沿ってご記入の上、本あんしんガイドブックと同梱の「海外旅行保険 保険金請求書」②④携行品損害のご請求「スーツケース修理サービスをご希望されますか？」という欄の「はい」にチェック（✓）を付けてください。
- ②以下の書類を、P.4に記載の保険金請求書送付先にご郵送ください。
 - (1)保険金請求書
 - (2)保険証券、保険契約証または被保険者証（コピーで可）
 - (3)事故証明書または目撃者の証明（お持ちの場合）
 - (4)損害物件ご購入時の領収書本紙（お持ちの場合）
- ③以下の書類をお客様宛にご郵送いたします。スーツケースは②の送付伝票をご利用いただき、修理会社へお送りください。
 - (1)スーツケース修理サービスのご案内書
 - (2)宅配便の送付伝票（着払い用）
 - (3)修理会社宛修理依頼書
- ④ご旅行中に破損したお客様のスーツケースの中へ修理依頼書（記入済みのもの）を入れ、届いた宅配便の送付伝票をご使用のうえ、修理会社宛にお送りください。
- ⑤後日、修理がなされたスーツケースが修理会社より返送されます。
- ⑥修理費は修理会社と弊社の間で精算させていただきます。

5. 保険期間の延長手続き

旅行日程の変更等による保険期間の延長手続きは、ご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店の営業時間内に対応させていただきます。

手続きについて

- a. 実際の手続きは、海外では行えませんのでお客様の日本にいるご家族・知人の方に、お客様の代理となって、お客様がご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店で延長手続きを行っていただくよう依頼してください。
- b. 代理の方にご連絡をいただく事項
 - ・証券番号、契約証券番号または被保険者証券番号
 - ・ご契約者および保険の対象となる方のお名前
 - ・ご契約の代理店および弊社営業店の名称・コード番号
 - ・保険期間（○年○月○日～×年×月×日）
 - ・帰国予定日およびご希望の延長期間（△年△月△日まで）



代理店または弊社営業店の連絡先が不明な場合は、東京海上日動カスタマーセンターまでお問い合わせください。

0120-868-100

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時（年末・年始を除く）

ご注意

- ・交通機関の遅延、欠航・運休または到着地変更、お客様が医師の治療を受けられたこと等により、ご旅行の最終目的地（お客様の住居を含みます。）への到着が遅延した場合には、保険責任の範囲はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間まで、かつ72時間を限度として自動的に延長されるため、保険期間延長の手続きや追加保険料の払込みは不要です。
- ・お客様の契約状況（保険期間・事故件数等）によっては、保険期間延長をお引受けできないことがありますのでご了承ください。
- ・ご契約されている特約によっては、延長後のご契約にはセットできない場合がありますのでご了承ください。
- ・お客様の代理の方から弊社へ追加保険料が支払われてお手続きが完了します。追加保険料領収前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ・保険期間終了以前にお手続きが完了しない場合には、延長手続きはできなくなりますのでご了承ください。

6. 海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居と一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

海外旅行保険のあらましは、主な特約等の概要をまとめたものです。海外旅行保険普通保険約款および特約は、弊社Webサイト（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/#anc-2）をご確認ください。



	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の急病かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を算めて180日以内に死亡された場合（暴死によりたまたまに死亡された場合を含みます。）	傷害死亡・保障金額の全額を保障の対象となる方の法定相続人に支払います。 死亡保障金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※ 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保障金がある場合は、傷害死亡保障金額から既に支払った傷害後遺障害保障金の金額を除いた残額をお支払いします。	たとえ、 ①契約者、保障の対象となる方の故意または重大な過失、 ②保障金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、内乱の武力行為、暴動、政変騒ぎ、内乱、武装反乱その他これらに類する事象、 ④核放射線被曝、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯り・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥7人の子供が行方不明、失踪行為 ⑦犯罪、心神喪失、狂痴、自傷、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ビジュアル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、装備以外での致命危険、ホブスレー、スライディング、フリンジグライダー体験、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な活動を行っている間のケガ（特別危険時保障特約をセレクトし、これらの活動等に対する賠償料金を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） ※「監禁治療費」に関する一般保証特約がセットされているため、子ロケルはお支払いの対象となります。
傷害後遺障害	海外旅行中の急病かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を算めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保障金額の4%～100%※2 ※ 保障期間（保障の契約期間）を通じて合意して傷害後遺障害保障金額が設定されます。 ※ 2級以上における保障の対象となる方の年齢が70歳以上の場合は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます。（「後遺障害等級表」の特約が所載セットされます。）ただし、当該特約に関する特約、企業等の参加特約に関する特約をセレクトしたご契約については、保障期間、保障契約期または被保険者に告示がある場合に、この特約がセットされます。	上記①～⑩、⑫に加え、たとえば、 ⑪怪我、出産、早産、流産またはこれらの原因の病気および不妊症、 ⑫犯罪 ⑬ビジュアル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、装備以外での致命危険、ホブスレー、スライディング、フリンジグライダー体験、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な活動を行っている間のケガ（特別危険時保障特約をセレクトし、これらの活動等に対する賠償料金を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
疾病死亡	①海外旅行中に病院で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発症した病気※3により、旅行終了後2週間を経過するまでに医師の治療を受けた、旅行終了日からその日を算めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に発症した特定の感染症※4により、旅行終了日からその日を算めて30日以内に死亡された場合 ※3 旅行終了後に発症した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。 ※4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）（第5条）に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症（病原感染または特定感染症※5を含む。） ※5 政府により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同等の措置が講じられている場合に限り、 ※6 保障の対象となる方が死亡された理由において規定する感染症とは異なります。	疾病死亡・保障金額の全額を保障の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保障金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※ 日本国外においてケガロフキック、破（はり）または失（きず）の被害者による損害で支出した費用は保障金をお支払いできません。 ⑧賠償 - 病院で受けた診療、入院療養費用（医師の指示による薬代費、処置費、検査費、検定材料費など） ⑨賠償に準じた必要になった通院交通費、交通費 ⑩手術、輸血の給付金（ケガの場合のみ） ⑪入院のために必要な、Ⅱ型糖尿病関連治療費、その他の関与経路入費（1回のケガ、期間について、Ⅱについては5万円、ⅢとⅣは合計で20万円を限度とします。） ⑫旅行行程前後、当分の旅行行程に参加または参加準備するために必要な旅費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することに基づいた金額は無効とさせていただきます。） ⑬保障金額のために必要な病院の診断書費用 ⑭法令に基づき、公的機関より補償を受けられた場合の補償費用	上記①～⑩、⑫に加え、たとえば、 ⑪犯罪・過失致死・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故、 ⑫怪我、出産、早産、流産またはこれらの原因の病気および不妊症、 ⑬海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑭海外旅行開始後に発症した病気（疾病に関する応急治療・救済費用保障特約がセットされているご契約で、同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ⑮けつろ症、腰痛その他の症状で医学的検査所の市販のもの、 ⑯ビジュアル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、装備以外での致命危険、ホブスレー、スライディング、フリンジグライダー体験、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な活動を行っている間のケガ（特別危険時保障特約をセレクトし、これらの活動等に対する賠償料金を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） ⑰ビジュアル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、装備以外での致命危険、ホブスレー、スライディング、フリンジグライダー体験、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な活動を行っている間のケガ（特別危険時保障特約をセレクトし、これらの活動等に対する賠償料金を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）
治療・救済費用	①海外旅行中の急病かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を算めて180日以内に死亡された場合（暴死によりたまたまに死亡された場合を含みます。） ②海外旅行中の急病かつ偶然な外来の事故によるケガで海外旅行中に発症、帰国日より30日間※1継続して入院された場合（病気の経過は、旅行中に医師の治療を受けたことと限ります。） ③病気、怪我、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発症した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を算めて30日以内に死亡した場合 ⑤海外旅行中に受けている治療費、病院が重篤とした場合、患者が偶然に外来の事故により重症化または死亡した場合、警察等の公的機関によって緊急搬送・救助活動が必要ならしく連絡された場合 ※ ※ お支払いする保険金は、同様のケガ、病気、事故等について、治療・看護費用保障金額が限度となります。また、次の②以外の費用がお支払いの対象となり、②はお支払いの対象ではありません。 a 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保障の対象となる方が診療報酬に相当支払った費用 b 海外において治療を受けた場合に、保障の対象となる方が診療報酬に相当支払った費用 c 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされる、保障の対象となる方が相当支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保障の対象となる方が診療報酬に相当支払うことが必要とされない部分 ※7 旅行終了後に発症した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。 ※8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」（第5条）に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症（病原感染または特定感染症※9を含む。） ※9 政府により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同等の措置が講じられている場合に限り、 ※10 保障の対象となる方が治療を開始された理由において規定する感染症とは異なります。	①治療費、保障の対象となる方、または保障の対象となる方の続（け）親族が無条件に支出した下記の費用で社会生活上支拂と認められる金額 ②治療費 ③救済活動費用 ④治療者の滞在までの往復航空運賃等の交通費（救済者3名分まで） ⑤治療者が主治医の書面科（救済者3名分かつ救済者1名に付14日まで） ⑥治療者の入院手続費、現地で継続費（合計で20万円まで） ⑦諸からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することに基づいた金額、救済費用分でお支払われるべき金額は無効とさせていただきます。） ⑧治療費（100万円以内） ※12 治療費の上限、配属者※13または3級以内の範囲をいいます。 ※13 賠償の届出をしていないが事実上賠償請求と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なるものの、親戚の関係を認める状態にある方を指します（以下⑭の要件すべてを満たすことが厳格基準による判断できる場合に限り、適用とは異なります。） ⑭賠償期間※14を有すること ⑮同意により夫婦関係の共同生活を送っていること ※14 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦関係の関係を民法上におたり認定する原則をいいます。	上記①～⑩、⑫に加え、たとえば、 ⑪犯罪・過失致死・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故、 ⑫怪我、出産、早産、流産またはこれらの原因の病気および不妊症、 ⑬海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑭海外旅行開始後に発症した病気（疾病に関する応急治療・救済費用保障特約がセットされているご契約で、同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ⑮けつろ症、腰痛その他の症状で医学的検査所の市販のもの、 ⑯ビジュアル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、装備以外での致命危険、ホブスレー、スライディング、フリンジグライダー体験、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な活動を行っている間のケガ（特別危険時保障特約をセレクトし、これらの活動等に対する賠償料金を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） ⑰ビジュアル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山は、装備以外での致命危険、ホブスレー、スライディング、フリンジグライダー体験、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な活動を行っている間のケガ（特別危険時保障特約をセレクトし、これらの活動等に対する賠償料金を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合								
心身障害・救援費用	■海外旅行前分 海外旅行開始前に発病し医師の診断を受けたことがある病気（肝臓、出血、アレルギー、風湿性）はこれらが原因の病気。不妊症および婦科系病は含みません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化＊1により医師の診断を受けた場合 ■国内旅行前分 海外旅行開始前に発病し医師の診断を受けたことがある病気（肝臓、出血、アレルギー、風湿性）はこれらが原因の病気。不妊症および婦科系病は含みません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化＊1により3日以上＊2連続して入院された場合 ＊2午前0時を境として算出。2日と数えます。 ※治療期間中・救済費用部分共通の注意事項 ＊1 症状の急激な悪化とは？ 海外旅行中に生じることについて保障の対象となる方が予め判断できず、かつ、社会通念上払うべき医療費をもってしても治癒されなかった状態の悪化をいいます。 ＊2 保障の対象となるのは、1回の病気につき治療費用部分・救済費用部分合計で30万円限度となります。ただし、治療・救済費用保障金額が30万円を下回る場合は、治療・救済費用保障金額を限度とします。 ＊3 海外旅行中に医師の診断を開始した日からその日を食めて30日以内が必要となった費用に限りまゝです。また、治療・救済の対象となる方が入院した施設が臨時の診療または診療所を兼ねており、等に療養後に帰った費用はお支払いの対象となりません。 ＊4 対象となる費用、治療期間の範囲については「海外旅行保険書」の補償範囲および特約」をご確認ください。	■治療費用部分 実際に支出した治療費のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額 ■生活保護費用部分 ご契約者、保障の対象となる方、または保障の対象となる方の親族＊3の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救済者の居住地までの往復航空運賃等の交通費（救済者3名分まで） 救済者の宿泊施設の寄附料（救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで） ＊3 同居の家族、配偶者 ＊4 または3親等内の親族をいいます。 ＊4 療養の届出をしていないが事実上療養関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが療養関係と異ならない程度の無実を認めることができる方を指します。（以下の要件をすべて満たすことが審査等により確認できる場合に限りまゝ。療養とは異なります。） ① 療養意思 ＊5 を有すること ② 同僚により大規模な共同生活を営んでいること ＊5 戸籍上の性別が同一の場合は、大規模な関係を将来にわたって継続する意思をいいます。	たとえば、 海外旅行終了後に治療を開始した場合 治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 海外旅行開始前に、治療のためには医師の診断を受けているものの、海外旅行中に医師の診断を受けることが決定していた場合（結果の予測または入院の手配等が行われていた場合を含みます。） 海外旅行中も支払うことが予定されていた次の費用 たとえば 遺体、葬式、火葬、人骨埋葬、ペースメーカー、人工腎臓、車椅子その他器具等の継続的な使用に際する費用 インスリン注射その他の薬剤の使用に際する費用 遠隔療法、熱気浴等の療育療法の費用 おんぼ、マッサージ、推拿、鍼灸（はり）、灸（きゅう）、薬膳療法、カイロプラクティクスまたは整体の費用 運動療法、リハビリテーション、その他これらに関する理学療法などの費用 国際電話等およびそれと同様の手段に際する費用 遺体、コンタクトレンズもしくは増視用の眼鏡および調整に際する費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に際する費用 毛髪移植、歯科その他の歯科手術に際する費用 不正治療その他の不正行為に際する費用								
賠償責任	海外旅行中の過失や事故により他人にケガをさせたか、他人の財物に損害＊6を与えたとき、賠償金の請求権を負った場合 ＊6 以下に掲げる被害を含みます。 - 建物敷地の汚損、住宅敷地の庭園内への散水（高圧洗浄機におけるサイフボタックスおよび高圧洗浄機のキーを含みます。）による被害 - 居住敷地内の破損、家具等の破損による被害。ただし、建築物またはマンションの戸建全体を賃貸している場合は除きます。 - レンタル会社より受託されたものは保障の対象となる方が直接雇用した利用物品、生活用品による被害	賠償責任の範囲 ＊1 賠償の対象となるのは、賠償責任保障金額が限度となります。 ＊2 賠償責任の範囲は一部を除く賠償責任の範囲、予め弊社にご確認ください。 ＊3 賠償の発生または拡大を防止するために必要、有益な費用、損失の賠償を得るために必要な費用、弁護士報酬等に対しては賠償金をお支払いいたします。 ＊4 賠償の対象となる方が賠償責任を負った場合、その賠償責任の範囲は賠償責任の範囲により賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	P.1に記載の一切に加え、たとえば、 - ご契約者または保障の対象となる方の故意 - 盗難、窃盗に際する（仕事中の賠償責任） - 所有、使用、管理する物の損害または損失について、正当な権利者に代わって負った賠償責任 - 航空機、船舶、＊7、自動車、バイク（免許証をお持ちの方）の所有、使用、管理に起因する賠償責任 - 娯楽、スポーツに対する賠償責任 ＊7 コット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 ＊8 リンカーンを含む車両、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的の使用車のスクーターモーター等は対象外となります。 ＊9 日曜日の夜間、配達員 ＊10 または3親等内の親族をいいます。 ＊10 療養の届出をしていないが事実上療養関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが療養関係と異ならない程度の無実を認めることができる方を指します。（以下の要件をすべて満たすことが審査等により確認できる場合に限りまゝ。療養とは異なります。） ① 療養意思 ＊11 を有すること ② 同僚により大規模な共同生活を営んでいること ＊11 戸籍上の性別が同一の場合は、大規模な関係を将来にわたって継続する意思をいいます。								
旅行品損害	海外旅行中に旅行品 ＊12 が盗難、破壊、火災等の偶発的な事故によって損害を受けた場合 ＊12 旅行品とは？ 保障の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から譲渡を受け、かつ旅行するカメラ、ビデオ、衣類等の身の回り品 ＊13 をいいます。現金、小切手、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、図書券、金券、雑誌、コンパクトディスク、録音テープ、音楽、ビデオ、映画等の複製データ、ソフトウェア等の媒体、サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含まれません。また、仕事のために使用したもの、居住敷地内（一戸建て住宅の場合はその敷地内・専有部の場合は保障の対象となる方が居住している戸建室内）にあるもの（関連品は含まれません）。 ＊13 この旅行の有期にかかわらず業務の目的で行っているものを除きます。 【ご注意】 保障金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	(旅行品1個、1個または1対あたり10万円を限度とした) 損害額 ＊14 ＊14 損害額は合計で5万円を限度とします。 ＊15 賠償については別の賠償事由について5万円を限度とします。 ＊16 お支払いする賠償金は、保障期間を通じて旅行品損害賠償金額が限度となります。 ただし、旅行品損害賠償金額が30万円を超える場合には、盗難・強盗および火災以外の理由で発生した損害による損害に対する賠償額は保障期間を通じて30万円を超える場合があります。また、損害の発生または拡大を防止するために必要、有益な費用等に対しても賠償金をお支払いできる場合があります。 ＊17 賠償とは？ 損害が生じた旅行品の修理費 ＊18 とし、修理可能な場合は修理費と賠償額 ＊19 のいずれかを低い方とし、修理不可の場合は廃棄処分費 ＊20 とし、修理不可能な場合、修理費については再取得費用（修理に要した費用に限りまゝ。交通費、宿泊施設の寄附料も含みます。）と、修理費等についてはその修理費等の修理および修理の期間内に修理費の後に保障の対象となる方が支出した費用等をいいます。 ＊21 賠償とは、再取得費用 ＊22 から、費用による減損、経年劣化等に起因した減損分を控除して算出した額をいいます。 ＊23 再取得費用とは、保障の対象となる方の構造、質、用途、清潔さ、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。	P.1に記載の一切に加え、たとえば、 - 盗難、窃盗、破壊、火災等を利用しての運転中に生じた事故による被害 - 保障の対象となる物が損害を有する性質や性能の欠陥または自然の消耗、すり、変色、変形、劣化 - 旅行品の重たすぎるためまたは過度に重い荷物 - ビックル、バイク等の乗り具を使用する山岳登山、スキー、雪崩以外での登山活動、ボートレース、スカイダイビング、パラグライダー、滑空等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の被害 - 車載の移動機器で撮影した写真の盗用 - 盗用、盗取、盗用等の公権力の行使（火災防犯、盗難対策、犯罪等の安全確保等）等の目的で撮影した写真は対象外となります。 ＊17 賠償されるまたは損失の範囲を指します。								
航空機運送費用	① 出発地または目的地において、保障の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から日没後以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に搭乗を希望した予約を取り消したにもかかわらず、出発予定時刻から日没後以内に衣類、生活必需品、その他荷物を運ぶ必要となった場合の航空運送費用の負担を必要とされた場合 ② 出発地または目的地において、保障の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から日没後以内にその航空機の搭乗時に航空会社に搭乗を希望した予約を取り消したにもかかわらず、目的地もしくは目的地に着陸してから日没後以内に衣類、生活必需品、その他荷物を運ぶ必要となった場合の航空運送費用の負担を必要とされた場合 ③ 出発地から搭乗する予定であった航空機の日没後の出発延期、欠航、遅延もしくは搭乗予約受付場所の不備による搭乗不能、または、運送した航空機の目的地変更により、出発予定時刻から日没後以内に代替機を利用できます。下記の費用を負担した場合は、 ④ 搭乗した航空機の運送等により、目的地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できません。目的地への搭乗時刻から日没後以内に代替機を利用できます。下記の費用を負担した場合は、 - 搭乗時の寄附料 - 交通費 ＊18 - 目的地までの旅程サービス取付料 - 食費 ＊18 その航空機の代金となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。	1回の事故につき5万円（定額）をお支払いします。 【ご注意】 保障金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。 <table> <tr> <th>保障の対象となる方が負担した費用</th><th>お支払い額</th></tr> <tr> <td>a 搭乗時の寄附料</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>b 交通費 ＊18 もしくは目的地までの旅程サービス取付料</td><td>1万円</td></tr> <tr> <td>c 食費等</td><td>5,000円</td></tr> </table> ＊19 搭乗先までの旅程 サービス取付料等を指し、上記の場合には出発時刻（目的地変更の場合はその途中経過）、上記の場合は目的地に到着した時刻に準じて算出されます。 【ご注意】 保障金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	保障の対象となる方が負担した費用	お支払い額	a 搭乗時の寄附料	5万円	b 交通費 ＊18 もしくは目的地までの旅程サービス取付料	1万円	c 食費等	5,000円	P.1に記載の一切に加え、たとえば、 - ご契約者、保障の対象となる方の故意 - 盗難、窃盗、破壊、火災等による被害
保障の対象となる方が負担した費用	お支払い額										
a 搭乗時の寄附料	5万円										
b 交通費 ＊18 もしくは目的地までの旅程サービス取付料	1万円										
c 食費等	5,000円										

保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中よりやめて帰国された場合 (1) 病気・怪傷…保険の対象となる方もしくは同行予約者※1（保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。）または保険の対象となる方等の配偶者※2もしくは3種等内の近親者が死亡した場合は病気または怪傷となられた場合 (2) 入院 (1) 保険の対象となる方がケガまたは病気を発症の原因として入院された場合（入院前の場合は継続して3日以上※4の入院に要します。） (2) 保険の対象となる方等の配偶者※2または3種等内の近親者がケガまたは病気を発症の原因として継続して14日以上入院された場合 (3) 盗難…保険の対象となる方が携帯している現金類、銀行が行方不明になった場合もしくは遺失した場合は保険の対象となる方がビッセル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳帯は人中に遺棄された場合 (4) 事故…急激かつ異常な外來の事象により保険の対象となる方の顔面や手足、四肢運動が必要は状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合 (5) 火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される財物が火災、風災、水害等により100万円以上の損害を受けた場合 (6) 盗難…保険の対象となる方が旅行所の外出により、犯人または強盗人として警察所に逮捕される場合 (7) 地震等…テロ行為等…保険の対象となる方等の退避先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為等 ・暴走、盗劫等による被害または火災、盗竊に対する返還請求等の発出 (8) 感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公報の命令が発せられた場合、保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合、保険の対象となる方等が感染症に感染し、医師等の指示により医療施設に入院された場合」等 (9) 警察指示…保険の対象となる方等に対して「災害対策基本法」に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合 ※1 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方に同行される方をいいます。 ※2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方は戸籍上の氏名に関わらずであるが婚姻関係と異ならずに財産の実質を管理する状態にある方を含みます。（以下の条件をすべて満たすことが書類等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なるものとします。） ①婚姻意思※3を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること ※3 戸籍上の氏名が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。 ※4 ケルヒールをもちこた場合は、2日と数えます。	ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支払った次の費用※5を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者に支払いたします。 ●田中中止費用 田中中止したことにより支払った次の費用 ・取送料、運送料、旅行事務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・検料、予約振替料等の手数料等として支払った費用 ●中途帰国費用 ①全回旅行の場合 $\frac{\text{旅行変更費用} \times \left(\frac{\text{旅行日程のうち、中途帰国した以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} \right)}{\text{旅行日程の日数}} = \text{保険金} ※6$ ②全回旅行以外の場合 中途帰国したことにより支払った次の費用※7 ・取送料、運送料、旅行事務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・検料、予約振替料等の手数料等として支払った費用 ※5 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および田中中止または中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。 ※6 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。 ※7 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。 ・中途帰国のための航空運賃等交通費 ・中途帰国の行程における食費（14日分を限度とし、負担することを予定していた会費等を除きます。）および宿泊費（朝食料等滞在費等の総額）（合計して20万円まで）	⑧たとえば、次のような事由により、下記「保険金をお支払いする主な場合」のもののいずれかが生じたことにより負担した費用 - ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 - 保険の対象となる方のけがや自然行海、犯罪行為、犯罪行為、犯罪行為、革命、政変騒ぎ、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事象※8 - 日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波、放射線照射、放射性汚染 ⑨次の事由による入院 ・むちうち症、腰痛その他の症状で医学的に検査所見のないもの ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の産後および不妊症 ⑩次の事由による死亡・怪傷または入院 ・ビッセル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳帯は人、無防備以外の登山活動時、ホブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー体験、自動車の乗用車を用いて競技・競速運転等の危険な活動を行って結果に生じたケガまたは病気 ⑪保険料滞り込めまたはご契約された日以降に以下のいずれかの事由に該当した場合 ・「保険金をお支払いする主な場合」に記載の事由に該当していた場合 ・保険の対象となる方または保険の対象となる方等の配偶者※2もしくは3種等の近親者について、⑧死亡・怪傷、⑨入院の原因⑩もしくは⑪が感染症等の原因⑩1日が生じていた場合 ※8 戦争危険等免責に関する一紙修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 ※9 死亡・怪傷・入院の原因となったケガの発生や病気の発症をいいます。 ※10 原因の発症の原因となった感染症の発症をいいます。

〈公契約に関する公注書〉

④特選予定・特選予定のない功労者等に永住される方を保障の対象とする保障契約はお申し込みいただけません。そのため、保障契約締結ならびに保障金請求の際に、在任状況等を正確にいただくことが必要となりますので、予めご了承ください。

④旅行先での運動：次のような場合には

旅行先でビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山登り客は、リュージュ、ホブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー乗機、総重量動力機（モーターハンググライダー）

イト機、ウルトラライト機等やしいし、パラプレーン等のパラシュート型結核運動能力機を脱します。誘導、ジャイロプレーン格納その他これらに関する色んな運動をされる場合、旅行をで航空機（グライダーがよい）に脱します。と脱される場合（ただし、約10分程度は脱することには制限が設けられてはいます。）

- 旅行先で労働基準の適用員による罰性、試験場、罰性場でのフリー走行等をされる場合

④旅行先での注意事項 次のような場合には、到着後降参を払い込めただけがないと、約受け取りになる保障金が削減される場合または支払われない場合がございいますので、その旨の申し出ください。

旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合

補償の要請に関するご注意

●賠償責任保険担保特約、治療・救済費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約^{※1}を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約欄の裏面をご検討ください。*12

*11. 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる旅行会社以外の保険契約を含みます。

*12 1. 契約のみにセットする場合、将来、子のご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

日本国内保険会館請求・受付専用フリーダイヤル	0120-789-133 受付時間：24時間・365日
ご契約内容に関するお問い合わせや 変更（保険期間の延長、解約等）に関するご連絡	ご契約の代理店にご連絡いただけますようお願い申し上げます。 なお、ご連絡先がご不明な場合は、下記「東京海上日動カスタマーセンター」にてお問い合わせいたします。
東京海上日動カスタマーセンター	上記以外のお問い合わせ・ご相談窓口 0120-868-100 受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時（年末・年始を除く）